

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน  
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมมาตรการปรับปรุงประสิทธิภาพด้านการใช้เทคโนโลยีดิจิทัล  
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 4/2564 (ฉบับที่ 2)

非公式記

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 4/2564 号に基づくデジタル技術導入による  
効率向上措置に基づく奨励申請（第 2 版）

仏暦 2565 年（2022 年）1 月 20 日付投資委員会事務局説明書 件名：投資委員会布告第 4/2564 号に基づくデジタル技術導入による効率向上措置に基づく奨励申請に従い、事業者の実施においてデジタル技術の投資金額の計算範囲をより柔軟にするため、事務局は当該説明書を改定し、第 2.1 項の内容を廃止し以下の内容を代わりに使用する。

「2.1 資産の種類および対象支出

効率向上のために使用するデジタル技術への対象とする投資もしくは支出の金額は、以下の通りである。

- 2.1.1 ソフトウェアの料金：奨励証書発給日より 3 年以内までとする、ソフトウェアのインストール料、テスト料および保守料（MAINTENANCE SERVICE AGREEMENT：MA）を含む、外注にて開発・改良されたソフトウェアおよび既製ソフトウェア。対象とするソフトウェアは、以下の通りである。
- (1) 第 1.3 項に基づく効率向上のためのソフトウェア
  - (2) データベース管理のためのソフトウェア、例：MICROSOFT SQL SERVER など。

2.1.2 クラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

尚、デジタル技術の料金は、少なくとも 1 年間のレンタル証拠が有するレンタル料金またはサブスクリプション料金を含む。但し、コンピューター、携帯機器、ワイヤレスデバイス、サーバなどのハードディスクは除く。」

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2565 年（2022 年）8 月 22 日